

東洋学園大学障がい学生支援規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の法令の定めに基づき、東洋学園大学（以下、「本学」という）において、障がいのある学生が、障がいのないとされる学生と平等に教育研究その他の活動を営むことのできる環境、支援を受けられる体制を整備し、「障がいのある学生の支援に関する方針」に即して障がい学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある学生とは、本学に所属する学部学生及び大学院学生等であり、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。
- (2) 不当な差別的取扱いとは、障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、各種サービスや機会の提供を拒否したり、あるいは制限を加えたり、又は障がいがないとされる者に対しては付さない条件を付すなど、障がいのある者の権利、利益を侵害することをいう。
- (3) 合理的配慮とは、障がいのある学生が他の学生と平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
- (4) 社会的障壁とは、障がいのある学生にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物（移動や利用がしにくい施設、設備等）、制度（障がいを理由として加入や参加を拒む規定等）、慣行（前例がない等の理由による対応や拒絶等）、観念（障がいに対する偏見等）その他一切のものであって、本学における教育研究活動を営む上で、障壁となるようなものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学教職員及び本学が受け入れた研究者（以下、「教職員等」という）に適用することとし、遵守しなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 教職員等は、本学における教育、研究その他の活動を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第5条 教職員等は、その業務を行うに当たり、障がいのある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担

が過重でないときは、当該学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供に努めるものとする。

(社会的障壁の除去)

第6条 教職員等のうち、職位者等、他の教職員等を監督する地位にある者は、日常の指導等により、障がいのある学生に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について注意を促すとともに、障がいのある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、この規程に基づき、迅速かつ適切に対応するものとする。

(相談窓口)

第7条 障がいのある学生からの相談窓口は、学生支援センター（学生支援課、保健室、学生相談室）（以下、「支援センター」という）とする。

(責 務)

第8条 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

2 学部長は、当該学部において障がいのある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、「東洋学園大学 3部署連絡会規程」に基づき設置された3部署連絡会が定めた具体的支援を実施しなければならない。

3 教職員等は、当該部局において障がいのある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、3部署連絡会が定めた具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

第2章 支援体制

(支援の申し出、手続き)

第9条 障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれに時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができ、申し出先は支援センターとする。

2 支援の申し出は、学生支援課が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行い、3部署連絡会に報告しなければならない。

(支援計画の策定)

第10条 3部署連絡会は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部局と協議し、個別の支援計画を策定する。

(合意の形成)

第11条 支援計画は当該学生の合意を得て決定する。3部署連絡会は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(支援の実施)

第12条 具体的支援は、障がいのある学生が所属する部局（学部等）が、主たる責任を持って実施する。

2 3部署連絡会は、具体的支援が円滑に行われるよう、支援センターとともに

関係部局間の調整を行う。

3 支援センターは、学生支援課を中心に、具体的支援の実施にあたって、関係部局間の連絡、学外機関との連携等を行う。

(支援内容の決定プロセス、見直し)

第13条 支援内容の決定プロセス及び支援内容の見直しは別表のとおりとする。

(相談対応)

第14条 支援センターは、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障がい学生及び支援スタッフからの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

(支援に係る事務)

第15条 具体的支援に係る事務は、支援センター学生支援課において処理する。

(紛争の防止等のための体制の整備)

第16条 障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会を、ハラスメント防止・対策委員会とする。

(情報公開)

第17条 障がいのある学生の受け入れ姿勢、支援体制、支援プロセス等、広く情報を公開し、障がい学生及び受験を希望する者に対して周知をする。

(秘密保持義務)

第18条 障がい学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び障がい学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3章 雑則

(補 足)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、学長が定めることができる。

附 則

この規程の改廃は大学運営協議会の議を経て学長が行う。

令和 5年4月1日

別表 修学支援に関する内容の決定プロセス、見直しの流れ

支援の流れ 修学上、大学生活で困っている
↓
【1】相談窓口で相談（保健室、学生相談室、学生支援課）
↓
修学中の配慮を希望する
↓
【2】修学支援申請書提出（担当者への情報開示の同意含む）
↓
修学支援申請書取り纏め
↓
【3】学生支援センターの担当者と面談
【4】根拠資料提出
↓
支援計画レポート作成（3部署連絡会確認）
↓
【5】支援内容確認
↓
【6】支援内容への同意 → No
↓ Yes
【7】情報開示対象者の範囲、開示情報内容の範囲の確定と同意
↓
合理的配慮内容の確定
↓
合理的配慮要請書作成（3部署連絡会確認）
↓
学生支援委員会報告*
↓
教授会報告*
↓
開示対象教職員に合理的配慮要請書を配布（送付）
↓
配慮開始
↓
モニタリング
↓
必要に応じ、合理的配慮要請書修正
↓
開示対象教職員に要請書を再配布（送付）



*合理的配慮要請書の配布（送付）は、学生支援委員会または教授会報告前に行われることがある。

（修学支援内容の決定プロセス）

本人と面談を行い、困難さを感じている事項や修学上の要望などを聞き取る。
申請・面談内容に基づき、学生支援センターの担当者は学生の修学機会の確保に努め、環境調整、情報保証、コミュニケーション上の配慮、公正な授業の実施並びに評価等の各観点から支援計画レポートを作成する。
支援計画レポートを作成するにあたっては、本人や保証人が打ち合わせに同席することもできる。また、必要に応じて、各部局の教職員とも話し合うことができる。本人には支援内容についての説明を行い、同意を得たうえで支援内容を決定する。同意が得られた支援内容は、合理的配慮要請書に纏め、本人が同意する開示対象教職員に配布される。
なお、支援内容については、必ずしも本人の要望に応えられないことがある。

（支援内容の見直し）

修学中の困難さの程度は、本人の諸力の向上や支援内容の適否、授業の内容等により変化することがありますので、原則として、学期毎に支援内容の見直しを行う。支援開始後、学生支援センターの担当者と本人は、支援内容の成果や課題を確認しながら、今後の支援のための相談を行う。
見直された合理的配慮要請書は、前掲同様、本人が同意する開示対象教職員に配布される。

東洋学園大学3部署連絡会規程

(目的)

第1条 東洋学園大学(以下、「本学」という)において障がいのある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援の推進を図るとともに、障がい学生支援に関する部局間調整を行い具体的な支援計画を策定することを目的として、本学に、3部署(学生支援課、保健室、学生相談室)連絡会(以下「連絡会」という)を置く。

(定義)

第2条 この規程において、障がいのある学生とは、「東洋学園大学障がい学生支援規程」第2条第1号に定めるところによる。

(審議事項)

第3条 連絡会は、次に掲げる事項に関し審議する。

- (1) 支援の申し出に関する事項
- (2) 具体的な支援に関する事項
- (3) 支援に係る関係部局の調整に関する事項
- (4) 支援体制に関する事項
- (5) 施設・設備の整備に関する事項
- (6) その他、障がい学生の修学支援に関し必要と認める事項

(組織)

第4条 連絡会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生支援センター長
 - (2) 学生支援センター 主任 2名
 - (3) 学生支援センター 事務部長
 - (4) 保健室事務職員 1名
 - (5) 学生相談室カウンセラー 1名
 - (6) その他、学生支援センター長が必要とする者
- 2 連絡会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、学生支援センター長が務め、副委員長は、委員の互選による1名をもって充てる。
 - 3 第1項に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者を構成員に加えることができる。
 - 4 連絡会の委員の任期は1年とし再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(運営)

第5条 委員長は連絡会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(議事)

第6条 連絡会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席委員の3分の2以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第7条 連絡会は、議事録を作成し保管しなければならない。

(意見の聴取)

第8条 連絡会は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 連絡会の庶務は、学生支援課において処理する。

附 則

この規程の改廃は大学運営協議会の議を経て学長が行う。

令和 5年4月1日

学生支援センターにおける障がい学生支援運用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、「東洋学園大学障がい学生支援規程」に基づき、学生支援センター（学生支援課、保健室、学生相談室）（以下「支援センター」という）における障がい学生支援に関する組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 支援センターは、本学における障がい学生支援が円滑かつ適切に行われるよう関係部局間の連携を図るとともに、障がいのある学生の相談窓口として、障がいのある学生が平等かつ公平な修学環境を得られるよう支援の充実を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この規程において、障がいのある学生とは、「東洋学園大学障がい学生支援規程」第2条第1号に定めるところによる。

(業 務)

第4条 支援センターは、障がい学生支援に関し次に掲げる業務を行う。

- (1) 入学を希望する学生への情報提供及び相談対応に関する事項
- (2) 入学者選抜における受験上の配慮に関する業務に関する事項
- (3) 障がいのある学生の支援の申し出等の相談への対応に関する事項
- (4) 障がいのある学生の教育的ニーズの把握及び学生支援委員会への報告に関する事項
- (5) 障がい学生支援に係る関係部局及び学外機関等との連絡調整に関する事項
- (6) 障がい学生支援学生の募集、養成及び支援組織の運営管理に関する事項
- (7) 学内外における障がい学生支援の理解啓発に関する事項
- (8) 施設・設備のバリアフリー化に関する事項
- (9) その他、障がい学生支援に関し必要な事項

(支援センターの職員)

第5条 支援センターに、障がい学生支援に関し次の者が運営に当たる。

- (1) 学生支援センター事務部長
- (2) 学生支援課事務職員（障がい学生支援担当）
- (3) 保健室（看護師）
- (4) カウンセラー
- (5) その他、必要な職員

(庶 務)

第6条 この規程に関する庶務は、学生支援課において処理する。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、支援センターの運営について必要な事項は、支援センター事務部長が別に定める。

附 則

この規程の改廃は大学運営協議会の議を経て学長が行う。

令和 5年4月1日